

## 同 意 書

さいたま市認知症高齢者等見守りシール事業の利用に当たり、次の事項に同意します。

年 月 日

（あて先） さいたま市長

申請者

住所

氏名

- 1 事業の利用期間は、さいたま市が利用の決定をした日から利用の終了又は取消の日までとすること。
- 2 天災等の不可抗力やサービスの機能点検により、事業者の業務が中断し保護情報の提供が行えない場合があること。
- 3 事業の利用により発見された対象高齢者等の保護を自己責任において行うこと。
- 4 事業の利用に当たり対象高齢者等及び緊急時連絡先等の情報を、警察及び対象高齢者等が居住する地域の地域包括支援センターにさいたま市が提供すること。
- 5 事業の利用に当たり、次の各号に該当するときは、速やかに届出をすること。
  - （1）対象高齢者等、利用者又は事前登録者の情報に変更が生じたとき。
  - （2）事業の利用を終了しようとするとき。
  - （3）対象高齢者等が介護保険施設又は養護老人ホーム等に入所し在宅でなくなったとき。
  - （4）対象高齢者等が3か月以上の長期入院等に伴い在宅に戻る見込みが立たないとき。
  - （5）対象高齢者等が市外に転出したとき。
  - （6）対象高齢者等が死亡したとき。
  - （7）対象高齢者等の要件に該当しなくなったとき。
- 6 上記届出を速やかに行わないときは、市長は利用の取消を行うことができること。
- 7 見守りシール等の維持管理は、善良な管理者として責任をもって行い、対象高齢者等以外の者への譲渡、転貸、販売等、不正に使用しないこと。
- 8 見守りシール等の全部又は一部破損、又は滅失したときは、速やかに対象高齢者等が居住する区役所高齢介護課に連絡し、指示に従うこと。この場合、再交付に必要な実費相当額を負担する場合があること。